

議案第 1 1 号

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 2 月 1 7 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する条例（昭和 3 3 年墨田区条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出し中「この条例の」を削り、同条中「反する休職」の次に「及び降給」を加え、「及び休職」を「、休職及び降給」に改める。

第 2 条の見出し中「休職」の次に「及び降給」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 職員の勤務実績がよくない場合においては、その意に反して、これを降給することができる。

第 3 条の見出し中「及び休職」を「、休職及び降給」に改め、同条第 1 項中「できる場合」の次に「又は前条第 2 項の規定により職員を降給することができる場合」を、「明らかな場合」の次に「であって、指導その他の人事委員会規則に定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が改善されない場合において、必要があると認められるときに限るもの」を加え、同条第 2 項中「をして」を「に」に改め、同条第 4 項中「又は休職」を「、休職又は降給」に改め、同条第 5 項中「前条」を「前条第 1 項」に、「基づき」を「より」に改める。

第 4 条第 3 項中「第 2 条」を「第 2 条第 1 項」に改める。

第 5 条第 2 項中「なんら」を「何ら」に改める。

第 7 条を第 9 条とする。

第 6 条の 2 第 1 項中「禁こ」を「禁錮」に、「かかる」を「係る」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(降給の効果)

第 7 条 第 2 条第 2 項の規定により職員を降給する場合におけるその者の号給は、降給した日の前日に受けていた号給より 3 号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の上位 3 号給以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。

付 則

- 1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 2 条第 2 項及び第 7 条の規定は、平成 2 8 年 4 月 1 日以後の職員の行為に係る降給について適用する。

(提案理由)

公務の能率の維持及び適正な運営の確保の観点から、職員の分限処分における降給制度を導入することに伴い、その基準、手続等について定める必要がある。